

○藤女子大学障がい学生支援に関する基本方針

制定 2017年2月17日

藤女子大学（以下「本学」という。）は、建学の理念の下、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」に基づき、本学に在籍する学生及び本学に入学を志願する者に対し、障がいの有無に由来する差別を行わないとともに、障がいのある学生等に対して必要な合理的配慮を以って支援することを目的として、ここに藤女子大学障がい学生支援に関する基本方針（以下「本基本方針」という。）を定める。

1 支援方針

本学の全ての構成員は、障がいを理由とする差別の解消に取り組み、障がいの有無に関わらず、すべての学生が相互の立場を尊重し、平等な教育研究の機会を享有するよう、以下の方針の下に合理的配慮に基づく支援を行う。

- (1) 入学者選抜においては、事前の申請に基づき、障がいの状態や程度に応じて「大学入試センター試験における受験上の配慮」に準じた特別措置を行う。
- (2) 入学後においては、原則として本人の申請に基づき、障がいの状態や程度に応じて、平等な学修機会への参加を保障するための合理的配慮を行う。
- (3) 本学は、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、学生及び教職員等の構成員に対して、必要な研修等を通じて意識啓発を行う。
- (4) 本基本方針及び支援体制等の情報を、Webサイト等を通じて発信・公開する。

2 定義

本基本方針における用語の定義は以下の通りとする。

- (1) 障がい学生 身体障がい、発達障がい、精神障がいまたはその他の心身の機能の障がいがある者で、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者
- (2) 社会的障壁 日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
- (3) 合理的配慮 障がい学生及び障がいのある入学志願者から、現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合において、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、障がい学生及び障がいのある入学志願者の権利利益を侵害することにならないよう、社会的障壁の除去について、修学上又は受験上の必要かつ合理的な配慮

3 差別的取り扱いの禁止

学生・教職員等の本学の構成員は、障がい学生及び障がいのある入学志願者に対して、正当な理由なく、障がいに由来する不当な差別的取り扱いをしてはならない。

4 合理的配慮の提供

合理的配慮の提供においては、支援を受ける権利の主体である障がい学生及び障がいのある入学志願者本人の要望に基づいて必要かつ適当とされる変更及び調整を行うように努めることとする。ただし、それらの配慮は、本学の体制面、財政面において、均衡を失し過度の負担とならない範囲で行う。

5 相談・支援体制

障がい学生の支援は、本学の各組織が連携・協働して行い、学生部がこれを統括する。

障がい学生の支援窓口は、学生課及び保健センターとする。

障がいのある入学志願者の支援窓口は入試課とする。